令和５年10月12日

**横浜市立図書館規則の一部改正について（改正案概要）**

１　改正の趣旨

　　現在、横浜市立図書館では、電子書籍の貸出しを試行実施しています。このたび、電子書籍の利用を図書館の正式なサービスとして位置付けるため、電子書籍の利用を横浜市立図書館規則（平成６年１月横浜市教育委員会規則第１号。以下「規則」という。）に規定を追加します。

　　令和６年１月には、図書館情報システムの更新が予定されています。その際、さらなる利便性の向上を目的とした一部機能の拡張に伴い、登録手続及び個人貸出しの手続等に関する規定の一部を改正します。

　　また、地方公務員の定年年齢引上げに伴い、職員及び職務に関する規定の一部を改正します。

２　改正概要

 (1)　試行実施しているサービス等を規則に新規で規定

　　ア　電子書籍の利用（第20条）※改正後の条数を記載

　　　(ｱ) 電子書籍を利用に供します。

　　　(ｲ) 電子書籍の利用は、市内に在住・在勤・在学の方で、利用者番号の付与を受けた者とします。

　　　(ｳ) 一人に対して同時に利用に供する電子書籍は、２点以内とします。

　　　(ｴ) 貸出延長を希望する際は、手続の翌日から起算して14日間とします。

　　　(ｵ) 貸出停止の措置を受けている場合は、利用を制限します。

 (2)　既存の規定の改正

　　ア　登録手続（第９条）※現行の条数を記載

　　　　市内に在住・在勤・在学の方は、図書館情報システムにより利用者番号の付与申請を行えるようにします。

　　イ　個人貸出しの手続（第10条）※現行の条数を記載

　　　　図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書館カードのほか、情報通信機器に表示された利用者番号を提示することを追加します。

　　ウ　職員（第37条）・館長等の職務（第38条）※現行の条数を記載

　　　　新たにキャリアスタッフを追加します。

　　エ　文言の整理等

３　施行予定日

　　令和６年１月15日